

目次

第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : (//) 契約の申込みと成立
- No. 3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : (//) 契約の変更
- No. 5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : (//) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : (//) 団体・グループ契約
- No. 8 : (//) 旅程管理
- No. 9-1 : (//) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : (//) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : (//) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 -

- No. 11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : (//) - その他の問題 -

本資料に掲載

- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : (//) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係

第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

No. 11-4：別紙特別補償規程 ④ - 携帯品損害補償 -

特別補償規程は、旅行者の生命・身体だけでなく、「**所有する身の回り品**」にも適用があります。これを携帯品損害補償といいます。規定する内容は、生命・身体の場合と同様で、これに手荷物特有の規定が加わっています。

1. 旅行業者の支払い責任

旅行業者は、企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の身の回り品（「**補償対象品**」といいます。）に損害を被ったときに、携帯品損害補償金を支払います。

携帯品損害補償金は、単に「損害補償金」ともいいます。「損害」がキーワードです。

2. 損害補償金が支払われない場合

a. 損害が次の事由によるとき

1. 旅行者の**故意**。（ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではない。）
2. 旅行者と世帯を同じくする親族の**故意**。（ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではない。）
3. 旅行者の**自殺行為**、**犯罪行為**又は**闘争行為**。（ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではない。）
4. 旅行者が法令に定められた**運転資格を持たない**で、又は**酒に酔って**正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を**運転**している間に生じた事故。（ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではない。）
5. 旅行者が**故意に法令に違反する行為**を行い、又は**法令に違反するサービスの提供を受けている**間に生じた事故。（ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではない。）
6. 補償対象品の**瑕疵**。（ただし、旅行者又はこれに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかつた瑕疵を除く。） 瑕疵は「かし」と読み、キズや欠陥の意味です。
7. 補償対象品の**自然の消耗**、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
8. **単なる外観の損傷**であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害
9. 補償対象品である**液体の流出**。（ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではない。）
11. 補償対象品の**置き忘れ**又は**紛失**

b. 国内旅行で損害が次の事由によるとき

1. **地震**、**噴火**又は**津波**
2. 前述の事由に**随伴して**生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

c. 旅行者が以下にあたる時

1. 暴力団、暴力団員、準構成員、暴力団関係企業等の**反社会的勢力**に該当すると認められること。
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

d. 補償対象品以外に生じた損害

以下のものは、補償対象品ではありませんので、損害が生じても補償されません。

1. 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
2. クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
3. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）
4. 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
5. 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
6. 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
7. 動物及び植物

2. 損害額及び支払額

- ① 旅行業者が損害補償金を支払うべき損害の額（「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費その他の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。
- ② 補償対象品の一個又は一対についての損害額が10万円を超えるときは、そのものの損害の額を10万円とみなします。補償対象品1個当たりの上限は10万円です。
- ③ 旅行業者が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3千円を超えない場合は、損害補償金は支払われません。複数の物品に損害が生じても、旅行者1名当たり15万円が限度です。

（以下の物品に損害（盗難）があった場合）

生じた損害	評価	合計額	損害補償金
現金 10万円	補償なし	10万+5万+3万=18万円	15万円
一眼レフカメラ 15万円	10万円		
スマートフォン 5万円	5万円		
バッグ 3万円	3万円		

3. 保険契約がある場合

損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、旅行業者は、支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

4. 代位

旅行業者が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、旅行業者が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で旅行業者に移転します。これはあまり試験に出ません。^^;

（例）旅行中の旅行者が、暴漢に襲われ20万円のバックを強奪された。このときも旅行業者は15万円を限度に損害補償金を支払います。また被害者は加害者（暴漢）に損害賠償として20万円を請求できます。このとき旅行業者は、支払った額の限度（15万円）で、旅行者の権利を代わって行使することができます。これを代位といいます。

代位は、手荷物についての損害補償金について可能ですが、生命・身体の傷害の場合については行使できません。

No. 11-5 : 別紙特別補償規程 ⑤ - その他の問題 -

1. 損害賠償との関係

- ① 旅行者に**故意または過失**があつて旅行者の損害が生じた場合、旅行者には損害賠償の責任と特別補償の責任が生じます。このときの**2つの責任**の関係が問題になります。
- ② このときは、賠償金の限度で、**補償金は賠償金とみなされ**、合計額が支払われることはありません。



(例1)

- ・ 旅行者の過失により、旅行者が死亡した。
- ・ このとき損害賠償として **6,000万円** が認定された。また死亡補償金 **2,500万円** が支払われる。
- ・ この死亡補償金 (2,500万円) は、賠償金 (6,000万円) の**一部**とみなされる。
- ・ 旅行者は差額の 3,500万円を賠償金として支払う。

補償金は賠償金の一部に流用したと考えてください。

(例2)

- ・ 旅行者の過失により、旅行者が死亡した。
- ・ このとき損害賠償として 2,000万円が認定された。また死亡補償金 2,500万円が支払われる。
- ・ この死亡補償金 (2,500万円) の一部は、賠償金 (2,000万円) とみなされる。
- ・ 旅行者は残りの 500万円を死亡補償金として支払う。

- ③ 以上より、(例1) では、死亡補償金はゼロになり、(例2) では 500万円になります。これを「旅行者の補償金支払義務は、旅行者が支払うべき損害賠償金に相当する額だけ**縮減する**。」と表現します。
このフレーズを覚えてください。

2. オプションツアーで生じた事故

- ① 企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して、同じ旅行者が実施する募集型企画旅行があり、これをオプションツアーということがあります。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出発・観光	観光	観光	自由行動日 (希望者は オプションツアー)	観光・帰着

- ② この場合は、生じた事故は**主たる募集型・受注型企画旅行契約の内容の一部**として取り扱います。よって2つの事故としてカウントすることはありません。

[Check Test No. 11 -4]

1. 特別補償規程に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 損害補償金は、単なる外観の損傷であって、補償対象品の機能に支障をきたさない損害であるときは、支払われない。()
- (2) 損害補償金は、紛失を原因とするときは支払われるが、置き忘れの場合は支払われない。()
- (3) 旅行者が旅行中に現金を奪われても、損害補償金は支払われない。()
- (4) 旅行者が旅行中にパスポートを紛失しても、損害補償金は支払われない。()
- (5) 旅行者が海外旅行に参加中に噴火に遭い、避難するときに手荷物に損害を被った。このときは損害補償金は支払われない。()
- (6) 旅行業者が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、15万円が限度になる。()
- (7) 旅行業者が支払うべき損害補償金の額は、損害額が旅行者1名について1回の事故につき千円を超えないときは支払われない。()
- (8) 旅行者の損害について別に保険金を支払うべき保険契約があるときは、旅行業者は支払うべき損害補償金の額を減額することがある。()

[Check Test No. 11 -5]

1. 特別補償規程に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者の故意または過失によって旅行者が損害を被ったときは、損害賠償と特別補償の2つの責任が生じる。()
- (2) 前記(1)の場合、旅行業者は損害賠償金と補償金等の合計額を旅行者に支払う。()
- (3) 企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を收受して同じ旅行業者が実施する募集型企画旅行(オプションツアー)において事故が生じ、旅行者に損害が発生したときは、2つの旅行中に生じた事故として補償金等は重ねて支払われる。()

Check Test 解答・解説

No. 11 -4

- (1) ○：その通りです。スーツケースの表面の小さな傷などです。
- (2) ×：紛失の場合も置き忘れの場合も、損害補償金は支払われません。
- (3) ○：現金や小切手などは補償対象品ではなく、これらを失っても損害補償金は支払われません。
- (4) ○：パスポートも(3)と同様に補償対象品ではありません。
- (5) ×：地震、噴火、津波を原因とする損害は国内旅行では補償されませんが、海外旅行ではこの制限はありません。
- (6) ○：その通りです。
- (7) ×：損害補償金は、旅行者1名について1回の事故について、三千円を超えないときは支払われません。(旅程保証の変更補償金の下限と混同しやすいので注意。)
- (8) ○：その通りです。

No. 11 -5

- (1) ○：その通りです。故意又は過失が損害賠償の要件であり、特別補償はこれらが不要であり、両方の責任が生じます。ただし、支払う内容は(2)参照。
- (2) ×：補償金等は損害賠償金の限度で賠償金とみなされます。まだ不足額があれば旅行業者は差額を支払い、剰余額があればこれが補償金等になります。
- (3) ×：主たる企画旅行契約の一部として取り扱われ、2重に支払われることはありません。